

習志野市保育士宿舎借り上げ支援事業 Q&A

NO	問	答
1	事業の目的はなんですか。	習志野市では、待機児童の早急な解消を目指し、施設整備に取り組んでいるところですが、保育士の確保も喫緊の課題です。昨今、保育士の需要が急増しており、新たな施設の開設に伴う、保育士確保は非常に困難な状況です。民間認可保育所等が、保育士の宿舎を借り上げる際に係る費用の一部を補助することで、保育士の人材確保、定着及び離職防止を図ることを目的とするものです。
2	対象となるのは、どのような施設ですか。	本市に所在がある、民間認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所A型及びB型、事業所内保育事業所です。（以下「民間認可保育所等」といいます。）
3	補助の対象者は、どのような方ですか。	採用されてから起算して「6年」以内の方 ※直近2か年の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による保育士の有効求人倍率について、本市を所管する船橋職業安定所の管内の有効求人倍率が連続して2未満の場合は、採用日から「5年」以内。ただし、直近2か年の4月1日時点の待機児童数がいずれも50人以上の場合は、当年度に限り「6年」以内。 ※前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は、前年度の年数を適用。 【参考】 ※本市を所管する船橋職業安定所管内の保育士の有効求人倍率は、令和6年1月、令和5年1月の2年連続で2未満です。 ※本市の待機児童数は、令和5年4月1日：8名、令和4年4月1日：16名です。 ⇒以上のことより、令和6年度に事業の対象となった方は、<u>採用された日から「5年」以内が対象期間</u>となります。
4	常勤保育士の定義は、ありますか。	1日6時間以上かつ月20日以上勤務であれば、正規・非正規などの雇用形態は問いません。（祝日の関係で、勤務日数が20日に満たない月は、補助事業者の就労規則で定められた日数によることとする） ただし、幼稚園教諭や子育て支援員研修修了者等のみなし保育士は対象となりません。
5	保育士でも対象外となる要件はありますか。	以下のいずれかに該当する方は、対象になりません。 ①本人及び同居者が、勤務先などから、住居手当又はそれに類する補助を受けているとき ②民間認可保育所等の経営に携わる法人の役員、施設長 ③平成24年度以前に民間認可保育所等が借り上げる宿舎に入居しているとき
6	対象施設となる宿舎に、要件はありますか。	平成25年度以降に、民間認可保育所等が借り上げている宿舎を対象とします。 ただし、事業者及び事業者の親族等関係者が所有する物件を貸与している場合は、対象外になります。

習志野市保育士宿舎借り上げ支援事業 Q&A

NO	問	答
7	市内にある宿舎に居住し、市外にある民間認可保育所等に勤務している場合は、対象となりますか。	対象になりません。 市内の民間認可保育所等に勤務している保育士が対象です。
8	保育士が契約している宿舎は、対象になりますか。	対象になりません。市内の民間認可保育所等を運営する事業者が借り上げている宿舎に限ります。
9	採用から最低5年間は、補助の対象になるのでしょうか。	補助金は単年度ごとに行いますので、5年間の補助を約束するものではありません。本制度は、国の補助制度を活用しているの で、国の補助制度が廃止になった場合、市の補助金も廃止となります。
10	補助対象の保育士が、6年目に同じ法人の運営する他の民間認可保育所等に異動した場合、1年目として対象になりますか。	同法人に採用されて6年目の場合は、対象になりません。 ※補助対象期間については、No3を御参照ください。
11	産休中、育休中、休職中でも対象となりますか。	雇用が継続されている場合は、対象になります。
12	住居手当等が支給されている方は対象外になりますか。	重複して補助を受けることになるため、対象になりません。事業に申請する事業者で、現在住宅手当等を支給している場合は、給与規程等の一部改正等が必要です。
13	単身世帯でないと対象になりませんか。	単身者でなくても、要件を満たせば補助の対象になります。ただし、どのような場合でも、事業者の負担は1/4は生じますので、宿舎に入居いただく方については、よく御検討ください。
14	助成額・補助率は、どうなりますか。	補助額は、1人あたり月額67,000円を上限とします。 補助率は、国1/2、市1/4、事業所1/4です。 ※ただし、令和元年度において本事業の対象者であって、令和2年度以降も引き続き本事業の対象となった方が、引き続き同一の宿舎に入居している場合は、令和元年度から引き続き、月額「82,000円」となります。
15	補助上限額を超えた場合は、どうなりますか。	宿舎借り上げに係る経費から本人負担額と、補助額を差し引いた残額については、事業者の負担となります。
16	補助対象保育士の入居は、どのように確認しますか。	住民票を提出していただきます。
17	補助対象保育士が、一部家賃を支払っている場合の補助額はどれくらいですか。	賃借料から本人負担分を除いた額が補助対象経費となります。 例) 家賃 8万円－本人負担額5千円＝75,000円（A） 補助対象経費：67,000円 補助額（国・市）：50,000円（B） 事業者負担：25,000円（A－B）
18	敷金や礼金等の経費は、対象になりますか。	保育士宿舎借り上げに係る経費のうち、賃借料、共益費（管理費）、礼金、更新料を対象とします。 敷金、仲介手数料、保証金、火災保険料等は対象になりません。

習志野市保育士宿舎借り上げ支援事業 Q&A

NO	問	答
19	礼金等を支払う場合の補助上限額はどうなりますか。	実際、支払った額の範囲で、契約期間内であれば、事業者が自由に金額を設定して計上することができます。 例) 賃料：60,000円（うち本人負担：5,000円） 礼金：120,000円 契約期間：令和5年4月1日～令和7年3月31日 の場合 ケース1）令和5年4月～令和6年3月の期間で均等割り ①補助対象経費：65,000円／月〔賃料55,000円＋礼金10,000円〕 ②補助額：48,000円／月（750円は切り捨て） ※令和6年4月～令和7年3月は、礼金の計上がないため 補助額：41,000円／月（250円は切り捨て） ケース2）令和5年4月～令和6年1月の期間で均等割り ①補助対象経費：67,000円〔賃料55,000円＋礼金12,000円〕 ②補助額：50,000円／月 ※令和6年2月～令和7年3月は、礼金の計上がないため 補助額：41,000円／月（250円は切り捨て） ケース3）令和5年4月～令和7年3月の期間で均等割り ①補助対象経費：60,000円〔賃料55,000円＋礼金5,000円〕 ②補助額：45,000円／月
20	4月からの入居に当たって3月に賃貸借契約を締結したときに、礼金のほか、補助対象期間の賃借料分も先払いすることを求められた場合、補助対象となりますか。	礼金のほか、3月分と4月分の賃借料を前払いすることを条件とした契約を締結することがあります。 補助対象期間の賃借料を、前年度の契約時等に前払いした場合でも、4月分の賃借料については補助金交付申請時に、対象とすることができます。 ※3月分（補助対象期間外）の賃借料は、対象となりません。 礼金については、原則として過去に支払ったものは補助の対象とならず、契約期間の月数で除して得た額を、補助対象期間の各月の補助対象経費に計上することができます。なお、契約期間終了月（2年後の3月分）については、<u>その月の契約期間に当たる日数/当該月の全体の日数</u>で、日割計算により算出します。 例えば、令和5年3月21日から令和7年3月20日までの賃貸借契約だった場合、次の例のとおり礼金を補助対象経費とすることができます。 例) 礼金：120,000円 契約期間：令和5年3月21日～令和7年3月20日 計上することができる礼金の額：118,225円（①＋②） 【内訳】 ①令和5年4月～令和7年2月分 5,000円（礼金/24月）×23月＝115,000円 ②令和7年3月分 5,000円×令和7年3月の対象日数（20日/31日） ＝3,225円
21	4月1日付採用の保育士で、3月中に入居した場合、3月分は補助の対象となりますか。	対象になりません。本補助事業は、①宿舎を事業者が借り上げ、②条件を満たす保育士が入居してから補助の対象になります。問の場合、3月中は常勤保育士として採用されていないため、対象になりません。

習志野市保育士宿舎借り上げ支援事業 Q&A

NO	問	答
22	年度途中に入居した場合は、対象になりますか。	予算の範囲内で対象になります。ただし、入居した月の月末までに変更申請書を提出する必要があります。また、申請期限が過ぎた場合は、申請書を提出した日が属する月からが補助対象となります。 ※保育士証の発行が間に合わない場合については、当該年度中に限り、取得した日の月末までの提出とすることが可能です。
23	入居日が月の途中の場合の取り扱い、どのように計算しますか。	居住した日数が1か月に満たない場合は、その次の現日数を基礎として、日割り計算します（小数点以下切り捨て）。ただし、日割り計算された額と実際に支払った額とを比較して低い方を補助対象経費とします。 計算方法は、日割り額・実支払額比較計算表をご覧ください。 なお、礼金に関しては、契約期間の範囲内であれば事業者が自由に金額を設定し計上できるので、この限りではありません。 ※礼金の設定については、No19及びNo20を御参照ください。
24	年度途中で、退職若しくは宿舎を出る場合は、どうなりますか。	宿舎を出る場合は、補助対象外となるため、速やかに変更申請が必要です。また、年度途中に補助対象となる保育士が増えた場合も、速やかに変更申請が必要です。
25	補助金の申請や支払いの流れは、どうなりますか。	原則、年度末実績報告による支払いです。 【流れ】 ①事業者：補助金申請 ②市：交付決定 ③事業者：実績報告 ④市：交付額確定通知 ⑤事業者：請求 ⑥市：補助金支払い ※概算払いの支払いとすることもできますが、実績報告時に差額が生じた場合は精算が必要になります。 【流れ】 ①事業者：補助金申請（年額） ②市：交付決定 ③事業者：概算払書類提出・請求 ④市：補助金概算払い ⑤事業者：実績報告 ⑥市：交付額確定通知
26	今後、この事業は継続されるのですか。	国の実施要綱では、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていることが前提で、本市は現時点で採択を受けております。今後の補助金については、国の動向により検討します。
27	年度途中で、別宿舎に転居する場合はどうなりますか。	別宿舎でも本事業を申請することが可能であるため、速やかに変更申請をしてください。 月途中の転居による金額の計算方法については、No.23をご参照ください。 転居した月の上限額は、旧物件及び新物件合計で67,000円となります。 ※ただし、令和元年度において本事業の対象者であった職員が令和2年度以降に別宿舎に転居した場合、転居した月の上限額は旧物件及び新物件合計で82,000円となります。